

生前贈与か否かで税負担が変動 住宅取得等資金贈与, 教育資金一括贈与, 結婚・子育て資金一括贈与

中山史子

税理士法人ゆいアドバイザーズ
税理士



令和4年4月から施行される成年年齢下げに伴い、住宅取得等資金の贈与、教育資金の一括贈与、及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税の各制度についても、令和4年4月1日以後の贈与について、受贈者の適用可能年齢を18歳以上とする措置が採られている。本稿では、令和4年4月1日以後の贈与について、各制度の内容を説明し、生前贈与を行った場合と、行わなかった場合との、税負担の比較について検討する。

I 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

1 制度の概要

平成27年1月1日から令和5年12月31日までの間に、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下、「新築等」という）の対価に充てるための金銭を取得したときは、非課税限度額までの金額については、贈与税が非課税となる（措法70の2）。

本制度は、適用期限が令和3年12月31日までだったところ、令和4年度税制改正により、令和5年12月31日まで延長される見込みである。

2 非課税限度額

令和4年1月1日以後の贈与により取得

する資金についての非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに次の金額となる。なお、令和4年度税制改正により、新築等に係る契約の締結時期による非課税限度額の区分はなくなる。

省エネ等住宅	左記以外の住宅
1,000万円	500万円

（注1） 省エネ等住宅とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性のいずれかを満たす家屋であることにつき、住宅性能証明書や建設住宅性能評価書の写しなどにより証明がされたものをいう。

（注2） すでに本制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額のうち一定の金額を控除した残額が非課税限度額となる。

（注3） 非課税限度額は受贈者ごとの金額。複数の者から贈与を受けた場合は、贈与金額の合計額から1,000万円又は500万円までを非課税とすることができる。

3 受贈者の要件

受贈者は次の要件のすべてを満たす必要がある。

- (1) 贈与者は、受贈者の直系尊属（祖父母や父母など）であること（※1）
- (2) 贈与を受けた年の1月1日において、18歳以上であること（令和4年4月1日以後の贈与より18歳以上。それまでの贈与については20歳以上）
- (3) 贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること。なお、住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円以下であること
- (4) 平成26年分以前の贈与税の申告において本制度の旧制度の適用を受けたことがないこと（平成27年改正法附則97）
- (5) 自己の配偶者、生計を一にする親族等から請負契約等により新築や増改築等をしたものでないこと、又は取得をしたものでないこと
- (6) 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与を受けた金額の全額を充てて「住宅用の家屋の新築等」をすること（※2）
- (7) 贈与税の無制限納税義務者であること（※3）
- (8) 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること、又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること（※4）

（※1） 配偶者の父母から贈与を受けた場合には、配偶者の父母は直系尊属には当たらないため、この要件を満たさない。

（※2） 受贈者が「住宅用の家屋」の持分を取得しない場合は、この要件を満たさない。

（※3） 贈与税の無制限納税義務者になる場合とは、例えば、贈与者又は受贈者が日本国籍を有しており贈与時に日本国内に住所がある場合や、贈与者又は受贈者がいわゆる配偶者ビザをもつ外国人で贈与時に日本に住所のある場合などがある。

（※4） 贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していないときは、原則としてこの要件を満たさなくなるため、修正申告が必要となる。

4 「住宅用の家屋の新築等」の要件

適用対象となる家屋の要件は次のとおりである（措令40の4の2）。

なお、「住宅用の家屋の新築等」には、新築や取得、増改築とともにするその敷地用の土地等の取得や、新築の場合に先行する敷地用の土地等の取得が含まれる。

(1) 新築又は取得の場合の要件

- ① 日本国内に所在する家屋であること
- ② 家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が40㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること
- ③ 既存住宅用家屋（建築後使用されたことのある住宅用の家屋）の場合は、次のいずれかに該当するものであること
 - ・ 新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合しているとみなす）であること
 - ・ 地震に対する安全性について一定の証明がされたもの（令和4年度税制改正に

より既存住宅用家屋の築年数要件が廃止され，新耐震基準に適合していることの要件が追加される)

(2) 増改築等の場合の要件

- ① 日本国内に所在する家屋に係る工事であること
- ② 増改築等をした後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が40㎡以上240㎡以下で，かつ，その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること
- ③ 増改築等の工事が，自己が所有し，かつ，居住している家屋に対して行われたもので，一定の工事に該当することについて「確認済証の写し」「検査済証の写し」「増改築等工事証明書」等のいずれかの書類により証明がされたものであること
- ④ 増改築等に係る工事に要した費用の額が100万円以上であること。また，増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が，自己の居住の用に供される部分の工事に要したものであること

5 申告の要件

本制度は，適用にあたり次の申告に関する要件のすべてを満たす必要がある。よって，非課税限度額の適用により贈与税額が生じない場合でも申告をする必要がある。

- ① 贈与税申告期限内に贈与税申告書を提出すること
- ② 贈与税申告書には，非課税の特例の適用を受ける旨を記載し，戸籍の謄本，新築や取得の契約書の写しなど一定の書類

を添付して提出をすること

6 他の制度との併用

本制度は，「暦年課税制度」（相法21の5）や，「相続時精算課税制度」（相法21の12），「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」（措法70の3）と併用することができる。その際は，本制度適用後の残額に，基礎控除110万円や特別控除（2,500万円）を適用する。

なお，「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」とは，直系尊属から贈与により，住宅の取得等の対価に充てるための金銭を取得し，一定の要件を満たすときには，贈与者がその贈与の年の1月1日において60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができる制度である。この制度についても令和4年度税制改正により，上記1（適用期限の延長），3（受贈者の適用年齢の引下げ）及び4（既存住宅用家屋の要件）と同じ改正がされる。

7 相続開始前3年以内贈与の加算の適用なし

本制度の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった金額については，相続開始前3年以内の相続税の加算の規定の適用はない。よって，その贈与が相続開始前3年以内であっても，本制度により非課税となった金額を贈与者（被相続人）の相続税の課税価格に加算する必要はない（相法19，措法70の2③）。

8 生前贈与を行った場合の相続税の減額メリット

【設例】

贈与者（のちの被相続人）の財産…2億円

相続人…子供2人

(1) 生前贈与を行わない場合の相続税

相続税の課税価格 2億円

相続税額 3,340万円

(2) 生前に住宅取得等資金贈与を行った場合の贈与税額及び相続税額の合計額

贈与者の孫4人に住宅取得等資金（省エネ等住宅1,000万円）の贈与を行う

贈与金額…1,000万円×4名=4,000万円

① 贈与税額…0円

② 相続税の課税価格 2億円－4,000万円＝1億6,000万円

相続税額 2,140万円

③ 合計額 ①＋②＝2,140万円

(3) 差 額

(1)－(2)＝1,200万円の相続税の減少

II 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

1 制度の概要

平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、金融機関との教育資金の管理契約に基づき、教育資金を一括して贈与を受けた場合には、贈与時において1,500万円までは非課税になる。

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、教育資金の残額があるときは、その残額は受贈者が贈与者から相続や遺贈により取得したものとみなされ相続税の課税対象となる。

契約が終了した場合に、教育資金に残額

があるときは、その残額は契約終了時に贈与があったものとして、贈与税の課税対象となる（措法70の2の2）。

2 贈与時の非課税要件

次の要件をすべて満たす場合には、贈与した金額のうち1,500万円までは、贈与時において贈与税が非課税となる。

- (1) 贈与者は、受贈者の直系尊属（祖父母や父母など）であること
- (2) 教育資金管理契約（教育資金を管理することを目的とする一定の契約をいう。以下同じ）を締結する日において、受贈者は30歳未満であること
- (3) 受贈者の教育資金の贈与を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下であること

(4) 金融機関との教育資金管理契約に基づき、下記のいずれかの場合に該当すること

- ① 受贈者が信託受益権を取得した場合
- ② 受贈者が書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合
- ③ 受贈者が書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等において有価証券を購入した場合

(5) 教育資金非課税申告書を、信託がされる日、預貯金等の預入をする日、又は有価証券を購入する日までに、金融機関の営業所等を経由して受贈者の納税地の所轄税務署へ提出すること

3 契約期間中に贈与者が死亡した場合の課税関係

(1) 概要

教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合において、次の①又は②に掲げる場合に該当するときは、受贈者が管理残額（その死亡日における非課税拠出額（※1）から教育資金支出額（※2）を控除した残額のうち、一定の計算をした金額）を相続等によって取得したものとみなし、相続税の対象とされる。なお、この場合には、贈与者が死亡した旨の届出を金融機関の営業所等へする必要がある。

- ① 令和3年4月1日以後にその贈与者から信託受益権等の取得をし、この非課税制度の適用を受けた場合
- ② 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間にその贈与者から信託受益権等の取得（その死亡前3年以内の取得に限る）をし、この非課税制度の適用を受けた場合

（※1）非課税拠出額とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの非課税制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,500万円を限度とする）をいう。

（※2）教育資金支出額とは、金融機関の営業所等において、教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいう。なお、学校等以外の者に支払われる金銭については500万円を限度とする。以下4において同じ。

(2) 2割加算の適用

受贈者が贈与者の子以外（孫など）の者である場合には、令和3年4月1日以後に贈与により取得をした信託受益権等に対応する部分は、相続税額の2割加算の適用がある。

なお、相続税額の2割加算とは、遺産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった被相続人の直系卑属を含む）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算される制度である。

(3) 相続税の対象から除外される場合

贈与者の死亡日において、受贈者が次に掲げる場合に該当するときは、上記の規定は適用されず、管理残額は相続税の対象とならない。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合

なお、②又は③に該当する場合は、その旨を明らかにする書類を上記(1)の金融機関に対する死亡の届出とあわせて提出した場合に限る。

4 教育資金管理契約が終了した場合の課税関係

(1) 概要

次の(2)により教育資金管理契約が終了した場合には、非課税拠出額から教育資金支出額を控除（相続により取得したものとみなされた管理残額もあわせて控除）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったものとして、契約終了日の属する年の贈与税の課税対象となる。ただし、次の(2)④の受贈者が死亡した場合を除く。

(2) 教育資金管理契約の終了

教育資金管理契約は、次の①～⑤の事由に応じそれぞれに定める日のいずれか早い日に終了する。

- ① 受贈者が30歳に達したこと（※）…30歳に達した日
- ② 受贈者（30歳以上の者に限る）がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを、金融機関の営業所等に届け出なかったこと…その年の12月31日
- ③ 受贈者が40歳に達したこと…40歳に達した日
- ④ 受贈者が死亡したこと…死亡した日
- ⑤ 口座の残高がゼロになり、かつ、その口座に係る契約を終了させる合意があったこと…合意に基づき終了する日

（※）その受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合を除く。ただし、受贈者がこれらの場合に該当することについて金融機関の営業所等に届け出た場合に限る。

5 教育資金

(1) 教育資金とは

教育資金とは次のような金銭をいう。

- ① 学校等（※）に対して直接支払われる次のような金銭
 - (i) 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
 - (ii) 学用品の購入費、修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
- ② 学校等以外の者に対して直接支払われる次のような金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるもの
 - (iii) 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
 - (iv) スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
 - (v) (iii)の役務の提供又は(iv)の指導で使用する物品の購入に要する金銭
 - (vi) (ii)に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの
 - (vii) 通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費

（※）「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校及び各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所などをいう。

（注1） 令和元年7月1日以後に支払われる上記(iii)～(v)の金銭で、受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるものについては、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するた

めの費用に限る。

(注2) 学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円までが、上記3及び4により課税対象額から控除される教育資金支出額となる。

(2) 教育資金口座からの払出しの手続

受贈者は、領収書や請求書などの支払の事実を証する書類等を、次の①又は②の提出期限までに金融機関の営業所等に提出を

する必要がある。

① 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を口座から払い出す方法を選択した場合（立替払いの方法）…領収書等に記載等がされた支払年月日から1年を経過する日

② ①以外の方法を選択した場合…領収書等に記載等がされた支払年月日の属する年の翌年3月15日

6 生前贈与を行った場合の相続税の減額メリット

【設例】

贈与者（のちの被相続人）の財産…2億円

相続人…子供2人

(1) 生前贈与を行わない場合の相続税

相続税の課税価格 2億円

相続税額 3,340万円

(2) 生前に教育資金の贈与を行った場合の贈与税額及び相続税額の合計額

贈与者の孫4人に教育資金贈与を行う。

贈与金額…1,500万円×4名=6,000万円

相続時に教育資金の管理残額はない

① 贈与税額…0円

② 相続税の課税価格 2億円-6,000万円=1億4,000万円

相続税額 1,560万円

③ 合計額 ①+②=1,560万円

(3) 差 額

(1)-(2)=1,780万円の相続税の減少

Ⅲ 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

1 制度の概要

平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に、金融機関との結婚・子育て資金の管理契約に基づき、結婚・子育て資金を一括して贈与をした場合には、贈与時において1,000万円までは非課税になる。

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、結婚・子育て資金の残額があるときは、その残額は贈与者から受贈者が相続や遺贈により取得したものとみなされ相続税の課税対象となる。

契約が終了した場合に、結婚・子育て資金に残額があるときは、その残額は契約終了時に贈与があったものとして、贈与税の課税対象となる（措法70の2の3）。

2 贈与時の非課税要件

次の要件をすべて満たす場合には、贈与した金額のうち1,000万円までは、贈与時において贈与税が非課税となる。

- (1) 贈与者は、受贈者の直系尊属（祖父母や父母など）であること
- (2) 結婚・子育て資金管理契約（結婚・子育て資金を管理することを目的とする一定の契約をいう。以下同じ）を締結する日において、受贈者は20歳（令和4年4月1日以後の贈与より18歳）以上50歳未満であること
- (3) 受贈者の結婚・子育て資金の贈与を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得

金額が1,000万円以下であること

- (4) 金融機関との結婚・子育て資金管理契約に基づき、下記のいずれかの場合に該当すること

- ① 受贈者が信託受益権を取得した場合
- ② 受贈者が書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合
- ③ 受贈者が書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等において有価証券を購入した場合
- (5) 結婚・子育て資金非課税申告書を、信託がされる日、預貯金等の預入をする日、又は有価証券を購入する日までに、金融機関の営業所等を経由して、受贈者の納税地の所轄税務署へ提出すること

3 契約期間中に贈与者が死亡した場合の課税関係

(1) 概要

結婚・子育て資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合には、受贈者が管理残額（その死亡日における非課税抛出资额（※1）から結婚・子育て資金支出額（※2）を控除した残額のうち、一定の計算をした金額）を相続等によって取得したものとみなし、相続税の対象とされる。なお、この場合には、贈与者が死亡した旨の届出を金融機関の営業所等へする必要がある。

（※1） 非課税抛出资额とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書にこの非課税制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,000万円を限度とする）をいう。

（※2） 結婚・子育て資金支出額とは、金融機関の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合

計額をいう。なお，結婚に際して支払われる金銭については300万円を限度とする。以下4において同じ。

(2) 2割加算の適用

受贈者が贈与者の子以外（孫など）の者である場合には，管理残高のうち令和3年4月1日以後に贈与により取得をした信託受益権等に対応する部分は，相続税額の2割加算の適用がある。

4 結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の課税関係

(1) 概要

結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には，非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除（相続により取得したものとみなされた管理残額も控除）した残額があるときは，その残額はその契約終了時に贈与があったものとして，契約終了の日の属する年の贈与税の課税対象となる。ただし，次の(2)②の受贈者が死亡した場合を除く。

(2) 結婚・子育て資金管理契約の終了

結婚・子育て資金管理契約は，次の①～③の事由に応じ，それぞれに定める日のいずれか早い日に終了する。

- ① 受贈者が50歳に達したこと…50歳に達した日
- ② 受贈者が死亡したこと…死亡した日
- ③ 口座の残高がゼロになり，かつ，その口座に係る契約を終了させる合意があったこと…合意に基づき終了する日

5 結婚・子育て資金

(1) 結婚・子育て資金とは

結婚・子育て資金とは次のような金銭をいう。

- ① 結婚に際して支払う次のような金銭(※)
 - (i) 挙式費用，衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの）
 - (ii) 家賃，敷金等の新居費用，転居費用（一定の期間内に支払われるもの）
 - ② 妊娠，出産及び育児に要する次のような金銭
 - (iii) 不妊治療・妊婦健診に要する費用
 - (iv) 分べん費等・産後ケアに要する費用
 - (v) 子の医療費，幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など
- (※) 結婚に際して支払われる金銭については，300万円までが，上記3及び4の場合に課税対象額から控除される結婚・子育て資金支出額となる。

(2) 結婚・子育て資金口座からの払出しの手続

受贈者は，領収書や請求書などの支払の事実を証する書類等を，次の①又は②の提出期限までに金融機関の営業所等に提出をする必要がある。

- ① 結婚・子育て資金を支払った後にその実際に支払った金額を口座から払い出す方法を選択した場合（立替払いの方法）…領収書等に記載等がされた支払年月日から1年を経過する日
- ② ①以外の方法を選択した場合…領収書等に記載等がされた支払年月日の属する年の翌年3月15日

6 生前贈与を行った場合の相続税の減額メリット

【設例】

贈与者（のちの被相続人）の財産…2億円

相続人…子供2人

(1) 生前贈与を行わない場合の相続税

相続税の課税価格 2億円

相続税額 3,340万円

(2) 生前に結婚・子育て資金の贈与を行った場合の贈与税額及び相続税額の合計額

贈与者の孫4人に結婚・子育て資金の贈与を行う。

贈与金額…1,000万円×4名=4,000万円

相続時に結婚・子育て資金の管理残額はない

① 贈与税額…0円

② 相続税の課税価格 2億円－4,000万円＝1億6,000万円

相続税額 2,140万円

③ 合計額 ①＋②＝2,140万円

(3) 差 額

(1)－(2)＝1,200万円の相続税の減少

Profile

中山 史子（なかやま ふみこ）

税理士法人ゆいアドバイザーズ 社員税理士

1998年明治大学商学部卒業。2002年税理士法人タクトコンサルティング入社。同年税理士登録。相続税、所得税の申告から、組織再編成、事業承継、国際相続といったコンサルティング業務まで幅広く従事。22年税理士法人ゆいアドバイザーズ入社。
